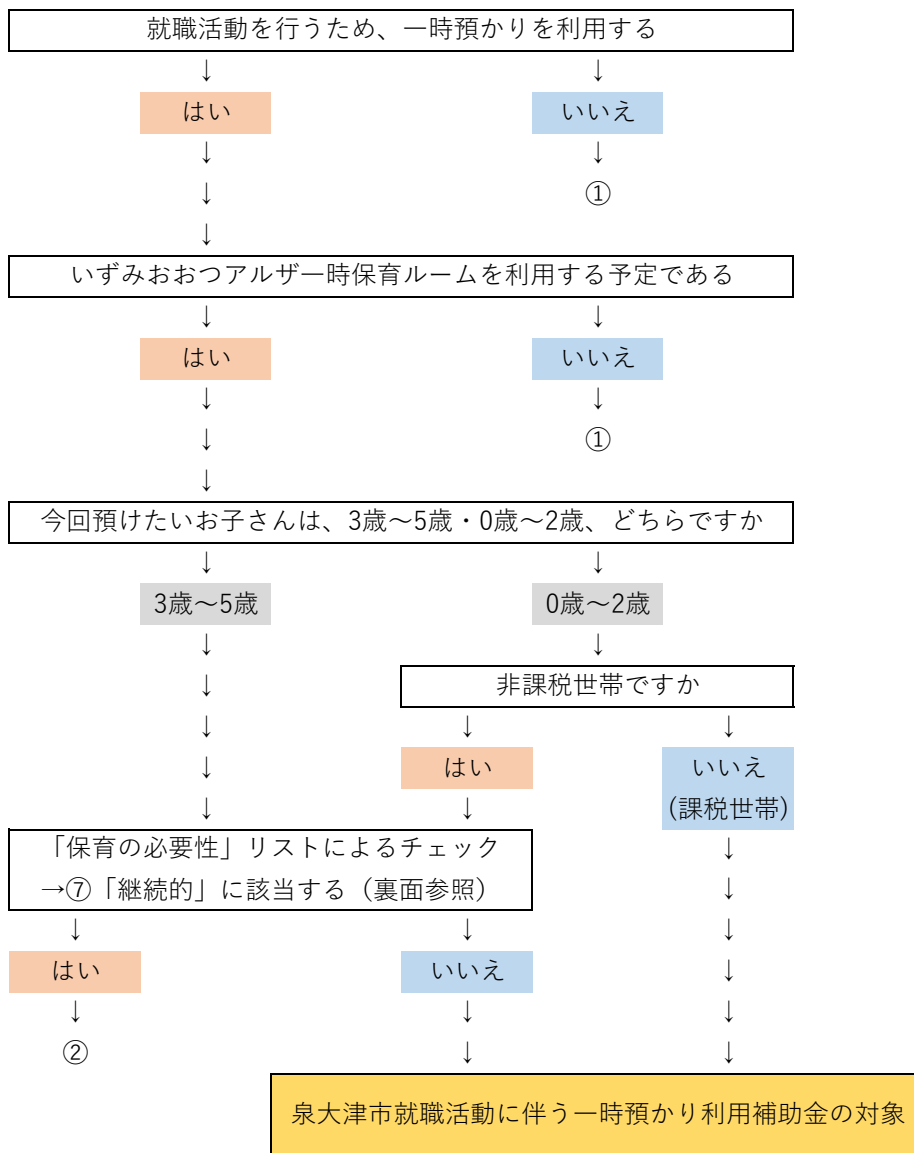


就職活動を行う保護者対象

泉大津市就職活動に伴う一時預かり利用補助金 フローチャート



①	こども育成課	本補助金は対象外ですが、3歳～5歳および0歳～2歳の非課税世帯の方については、幼児教育・保育無償化制度があります。詳しくは、1階②番窓口、こども育成課まで。
②		幼児教育・保育無償化制度の対象です。1階②番窓口、こども育成課まで。
対象	人権くらしの相談課	泉大津市就職活動に伴う一時預かり利用補助金交付対象申請書(様式第1号)を、原則として初めて利用する日の5営業日前までに4階人権くらしの相談課まで提出してください。



ホームページは
こちらから

問合せ 泉大津市人権くらしの相談課 ☎0725-33-1131

保育の必要性が認定される理由

①	居宅外で月64時間以上労働することを常態としていること。
②	居宅内で月64時間以上、当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
③	妊娠中であるか又は出産後間がないこと。 ※出産予定日の前後それぞれ8週間が該当します。
④	疾病にかかり若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいを持っていること。
⑤	同居又は長期入院等している親族を常時介護又は看護していること。
⑥	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること。
⑦	求職活動を継続的に行っていること。 ※認定期間は最長3ヶ月までとなります。
⑧	学校等の教育施設に在学していること。
⑨	職業訓練施設にて職業訓練を受けていること。
⑩	虐待やDVの恐れがあると認められること。
⑪	育児休業取得時に、既に入所している児童がいて、継続利用が必要であると認められること。※継続入所可能期間は、育児休業対象児童が1歳に達する年の年度末までです。
⑫	その他市長が認める上記に類する状態にあること。

1. 上記いずれかに該当すれば、保育の必要性があることとなります。
2. 保育の必要な理由について、確認のための添付書類の提出が必要になります。
3. 申請後に保育の必要性が変更になるような場合（例：仕事を辞めた・妊娠した等）には、必ず市役所こども育成課までご連絡ください。